

国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、コロナ禍における光熱費高騰の影響を受けている中小企業等及び個人事業者等に対して、国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金を交付し、事業経営を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。） 前条の目的を達するために、国立市によって交付される支援金をいう。
- (2) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な建物をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、申請時において、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者
 - (2) 直近決算期に年間20万円を超える営業等収入を得ていること。
 - (3) 令和4年12月末日以前から市内の事業所等で事業を営むことにより直近決算期に年間5万円以上の事業用水道光熱費を支払っていること。
 - (4) 別表第1に定める補助金及び給付金（以下「差額支給対象補助金等」という。）を5万円以上受給していないこと。
 - (5) 別表第2に定める補助金及び給付金の対象者でないこと。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、創業等特段の事情がある事業者に限り、令和4年の任意の1月の営業等収入の12倍が20万円以上である場合、本支援金の交付対象とする。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、創業等特段の事情がある事業者に限り、令和4年の任意の1月の事業用水道光熱費の12倍が5万円以上である場合、本支援金の交付対象とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象外とする。
- (1) 政治団体
 - (2) 宗教上の組織、団体
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(支援金の交付)

第4条 国立市は、交付対象者に対し、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。ただし、同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(支援金の額)

第5条 前条の規定により交付する支援金の額は、5万円から差額支給対象補助金等の受給額を減じて得た額とする。

(申請期間)

第6条 支援金の申請期間は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和5年1月4日から令和5年2月28日までとする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)を市長に提出又はインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信しなければならない。このとき、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 確定申告書の写し(法人にあっては、法人事業概況説明書を添付すること。なお、確定申告を行っていない場合等は、市内で事業を営むことによる営業等収入及び事業用水道光熱費が証明できる資料の写しの提出をもって、これに代えることができる。)

(2) 申請者の実在が確認できる資料

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。

(交付決定及び交付方法)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査して支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づく決定に係る通知については、次の各号により行うものとする。

(1) 支援金交付の場合 その支払をもって交付決定通知に代える。

(2) 支援金不交付の場合 国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による交付決定を受けたものに対し、原則として30日以内に申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

4 口座情報の不備等で振り込みが完了しない場合及び提出書類の不足又は不備等により審査が完了できない場合であって第6条に定める申請期間の終期を超過したときは、その翌日をもって不交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、支援金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が交付決定を不相当と認めたとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の交付がされているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (令和4年12月20日市長決裁)

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

別表第1

	補助金及び給付金名	担当係名
1	国立市公共交通事業者燃料費補助金	交通係
2	国立市肥料等高騰対策給付金	農業振興係

別表第2

	補助金及び給付金名	担当係名
1	国立市女性支援団体事業継続支援給付金	男女平等・女性支援担当
2	地域NPO法人等活動支援補助金（生活困窮者自立相談支援事業）	福祉総合相談係
3	国立市しょうがい福祉サービス事業所等事業継続支援給付金	手当・給付係
4	国立市介護サービス事業所事業継続支援給付金	介護保険係
5	国立市高齢者食事サービス事業受託事業所事業継続支援給付金	高齢者支援係
6	国立市ふれあい牛乳支給事業受託事業所事業継続支援給付金	高齢者支援係
7	国立市医療機関等光熱水費支援給付金	保健センター
8	国立市保育・幼児教育施設物価高騰対策補助金	保育・幼稚園係
9	国立市公衆浴場光熱費補助金	商工観光係
10	国立市福祉交通事業者燃料費補助金	交通係

国立市長 殿

郵便番号 〒 _____
事業所等所在地
_____ 東京都国立市 _____
法人名又は事業所名称

氏名(法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名)

_____ 印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書

国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金の交付を受けたいので、次の宣誓に同意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (☑)	事業開始年月日	市内事業所等の数	市外事業所等の数
<input type="checkbox"/> 法人		か所	か所
<input type="checkbox"/> 個人			

2 差額支給対象補助金等の申請状況

補助金及び給付金名 (☑)	交付決定金額
<input type="checkbox"/> 国立市公共交通事業者燃料費補助金	A 円
<input type="checkbox"/> 国立市肥料等高騰対策給付金	
<input type="checkbox"/> 上記の差額支給対象補助金等の交付対象外	

3 交付申請額

差額支給対象補助金等併給区分 (☑)	交付申請額
<input type="checkbox"/> 上記の差額支給対象補助金等の併給なし	50,000円
<input type="checkbox"/> 上記の差額支給対象補助金等の併給あり	50,000円 - A 円 = 円

4 振込先

国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金は、下記の口座に振込みするよう依頼します。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫	本店		
信用組合・農協	支店		
種目	口座番号(右詰めで記入)		
1普通・2当座・4貯蓄			
口座名義人(カタカナ)			

(注) 振込口座が代表者以外の方の場合は別途委任状を提出してください。

5 併給不可の給付金等の確認

次の給付金等の交付対象者である場合、を入れてください。

(注) が入る場合、国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金の交付は受けられません。

- 国立市女性支援団体事業継続支援給付金 地域 NPO 法人等活動支援補助金 (生活困窮者自立相談支援事業) 国立市介護サービス事業所事業継続支援給付金 国立市高齢者食事サービス事業受託事業所事業継続支援給付金 国立市ふれあい牛乳支給事業受託事業所事業継続支援給付金 国立市しょうがい福祉サービス事業所等事業継続支援給付金 国立市医療機関等光熱水費支援給付金 国立市保育・幼児教育施設物価高騰対策補助金 国立市公衆浴場光熱費補助金 国立市福祉交通事業者燃料費補助金

宣 誓

国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 5 上記の内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還等に応じます。
- 6 併給不可の給付金等の申請有無の確認のため、まちの振興課が庁内関係課に照会する場合がありますことに同意します。

【今後実施する市のアンケート調査にご協力いただけない場合は以下にと入れてください。】

- 本申請者情報を用いた市の商工振興施策の検討のためのアンケート調査に協力しません。

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業及び商工振興施策の検討のためのアンケート調査以外の目的には使用しません。

<提出書類チェック欄>

- ①確定申告書の写し
 ②履歴事項全部証明書 (法人のみ。写し可) /本人確認書類の写し (個人のみ)
 ③振込先口座確認書類
 ④損益計算書の写し (法人のみ)
 ⑤所得税青色申告決算書または所得税白色申告決算書 (収支内訳書) の写し (個人のみ)
 ⑥事業用水道光熱費等の確認ができるもの(特段の事情により④⑤の代替が必要な場合のみ)
 ⑦事業所等の所在地確認書類(履歴事項全部証明書の本店所在地が市内の場合は不要/所得税青色申告決算書の事業所所在地が市内の場合は不要)
 ⑧差額支給対象補助金等の交付決定通知書の写し (併給ありの場合のみ) (2/2)

様式第2号

令和 年 月 日

様

国立市長 永見 理夫

国立市中小企業等光熱費支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不交付とすることに決定したので、国立市中小企業等光熱費支援金交付要領第8条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由